

人材不足でお悩みの企業のみなさま、お知らせです!

# 人材確保&学生支援

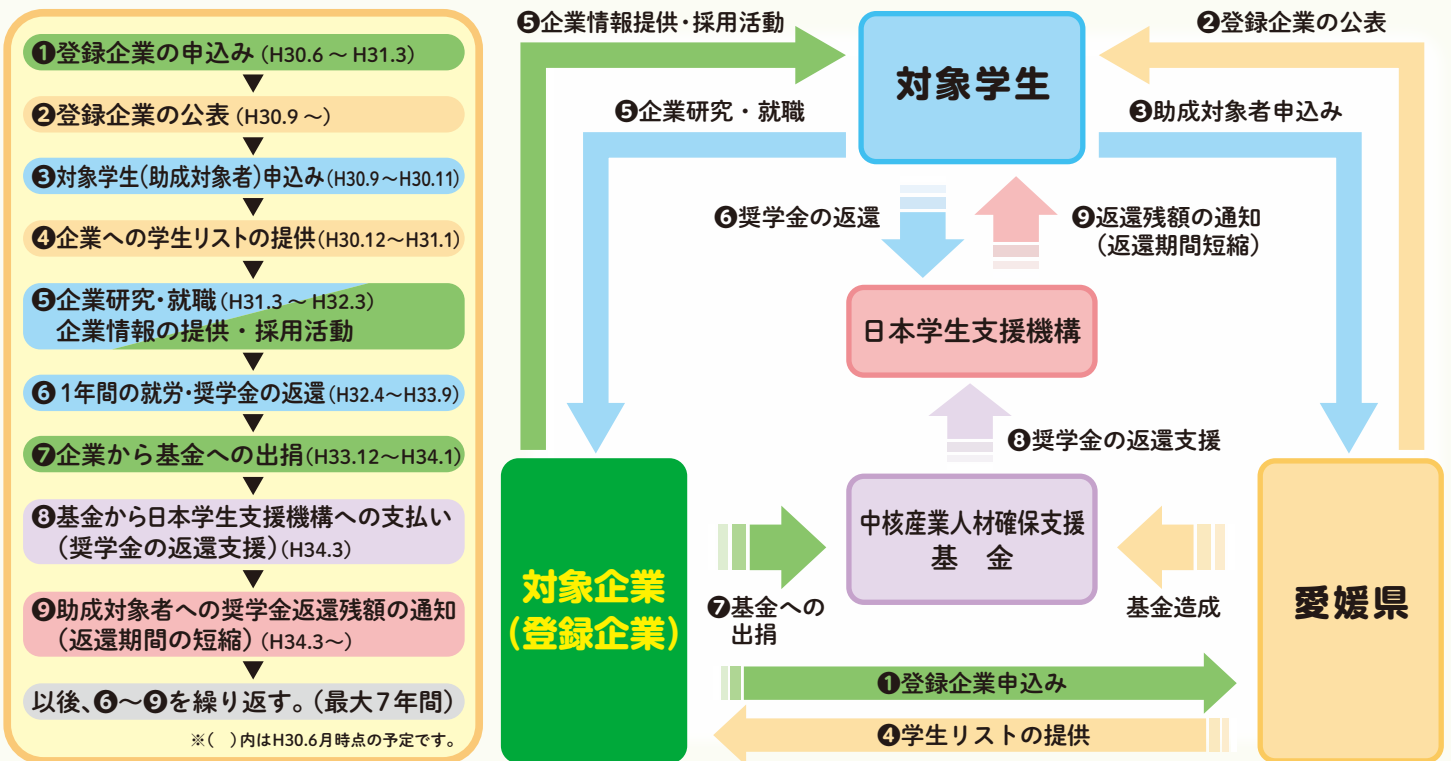
# 賛同企業を募集します。

愛媛で就職する  
学生を応援しよう!



愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着やU・Iターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、本制度に登録した県内の企業（登録企業）に就職した場合に、愛媛県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成する制度を創設しました。

## 中核産業人材確保支援制度の流れ



## 企業のメリット



**1**  
登録企業には、  
助成対象者の  
リストを提供!

**2**  
県HPや大学へ配布する  
リーフレットにて  
登録企業を周知!

**3**  
採用がない場合は、  
費用の負担は  
ありません



## 対象企業

次の各号のいずれにも該当する企業

- (1) 大学生等の採用を予定している企業で、次のいずれかの要件を満たす企業  
ア 愛媛県内に主たる事業所を有する企業  
イ この制度の対象となる者を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業
- (2) 以下の日本標準産業分類に属する事業を営む企業

### ア「ものづくり産業分野」

- ・大分類 D 建設業
- ・大分類 E 製造業
- ・大分類 I 卸売業, 小売業
- ・大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業のうち小分類 742 土木建築サービス業

### イ「IT関連分野」

- ・大分類 E 製造業
- ・大分類 G 情報通信業

### ウ「観光分野」

- ・大分類 M 宿泊業, 飲食サービス業
- ・大分類 N 生活関連サービス業, 娯楽業のうち小分類 791 旅行業

## 登録の要件等

- (1) 助成対象者を正社員として採用し、1年間継続して就業した場合、当該助成対象者への助成額の1/2に相当する額を基金へ出捐することを確約できること。
- (2) 本制度を適用せずに助成対象者を採用する場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。
- (3) 助成対象者の採用後に、助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること。
- (4) この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

## 企業出捐について

- (1) 出捐額  
1年間正社員として継続して就業した後、正社員としての1年間の就業実績ごとに、助成対象者1人当たり、奨学金年間返還額の2/3または16.8万円のいずれか低い額の1/2  
**(年最大8.4万円の出捐)**  
**最大7年間助成(助成対象者1人当たり最大58.8万円の出捐)**
- (2) 助成対象者の採用数上限  
1社につき2名まで  
(ただし、予算の範囲内で3名以上に対し、助成する場合があります。)

## 対象学生

- (1) 平成32年3月に大学又は大学院を卒業・修了予定の学生
- (2) 現在、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)又は第二種奨学金(有利子)の貸与を受けている者

## 募集期限

平成31年3月29日(金)

※平成30年7月末までにご提出いただいた場合は、「学生向けリーフレット(助成対象者申込案内)」に企業名を掲載いたします。(8月以降のご提出の場合は、県HPへの掲載のみとなります。)

## 登録方法・提出先 (お問い合わせ先)

- (1) 提出方法 下記(3)の書類を持参又は郵送
- (2) 提出先  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 雇用対策室雇用対策グループ  
TEL 089-912-2505 FAX 089-912-2508

(3) 提出書類

- ① 愛媛県奨学金返還支援制度登録企業申込書(様式第1号)
- ② 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ③ 会社概要(概要が分かる会社案内、パンフレット等)
- ④ 誓約書(様式第2号)



詳しくは/  
HPで!!

登録企業や様式等は愛媛県のホームページで公開します。

<http://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansienseido.html>

ご応募  
お待ちしております!

